

議案第54号

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号に次のように加える。

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が1級の者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

平成30年11月28日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

重度心身障害者の給付対象を拡大することにより、給付対象者（精神障害者保健福祉手帳1級）について文言を追加するものです。

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第60号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律 第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者 のうち、障害程度が1級の者(65歳以上75歳未満の者は、高齢 者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定 を受けたものに限る。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(新設)</p>